

アグニューの所説にみる犯罪理論研究の現状と展望

—R.アグニュー『統合犯罪学に向けて：
犯罪・人間・社会に関する想定』—

齋藤 堯仁

Robert Agnew

Toward a Unified Criminology: Integrating Assumptions about Crime, People and Society
(New York: New York University Press, 2011)

Takahito SAITO

1. はじめに

「犯罪学」は、18 世紀から 19 世紀にかけての古典主義ならびに実証主義の台頭を皮切りに、哲学・社会学・心理学などの領域との関わりにおいて発展し、現象としての「犯罪」を説明・解釈する様々な理論が多く、多くの論者によって提唱されてきた。調査法・分析技術の発展に伴い、それら理論においては特定の犯罪に対する高い説明力を支持されるものが多く存在するものの、しかし全ての犯罪を包括的に説明可能な理論は存在しない。怨恨による計画的殺人、誰もいない状況で偶然発見した財布を“魔が差して”盗む行為、あるいは企業における横領や収賄罪など、これらは全て犯罪だが、その要因や動機などにおいて全く異なるものであり、唯一の理論によって説明しうるものではない。

一方で、既存の理論を統合することでより広範囲の犯罪を説明しようとする動きが 20 世紀終盤から登場する。本書評が取り扱う *Toward a Unified Criminology* は、こうした犯罪学における理論統合の試みにおいて、その困難性の由来である諸理論が依拠する想定乖離を明示し、理論研究全般に広く共有されうる思考基盤の再構築を行うことで、理論統合への手立てとなることが目指されたものである。本書は、様々な犯罪を社会現象として抱える現代社会にとって、有益な示唆を与えるものとなるであろう。

2. 著者について

本書の著者 Robert Agnew はアメリカの犯罪学者であり、「一般緊張理論」(General Strain

Theory) の提唱者として知られる。1975 年にラドガーズ大学を卒業後、北カルフォルニア大学にて 1978 年に修士課程を修了、1980 年に同大学にて博士号（社会学）を取得した。現在はエモリー大学にて社会学の教授を務め、またアメリカ犯罪学会における前任の会長という経歴を持つ。

目標への挫折や対人における軋轢・ストレスなど、個人が体験する心的負荷を犯罪の原因と説明する一般緊張理論は高く評価され、被害経験と犯罪行動の関連性といった様々な犯罪研究において今日でも広く参照されている。また同理論の功績を以って、アメリカ犯罪学会のサザランド賞を 2015 年に受賞している。

3. 本書の概要

3.1. 本書の目的

諸犯罪学理論は犯罪の定義や人間観・社会観において、それぞれが異なる想定に基づいている。Agnew は、犯罪学者が依拠する各想定を「記述」および「評価」することで、それら想定との相違と各理論の乖離を提示し、そしてこれを踏まえた上で想定内の「再構築」を行うことで、諸理論に通底しうる統合的な視角の構築を図る。この点に関して本書では、「犯罪の本質」「決定論と自由意思」「人間性の本質」「社会の本質」「現実の本質」の五つの観点が示され、それぞれを一つの章として論じる構成が取られている。

3.2. 諸犯罪学理論における想定を検討

3.2.1. 犯罪の本質

社会において、特定の行為は「犯罪」として定められている。本章においては、そうした「犯罪」の本質に関する検討がなされる。それに際し Agnew はまず、一般的な犯罪の定義として「刑法に違反する行為」というものを提示し、これを犯罪学における主流と位置付ける。刑法が定めるところにより、行為の禁止および違反に対する公的な制裁が示される行為は「犯罪」とされる。暴行や窃盗、違法薬物の使用などの一般社会に広く見られる刑法によって犯罪とされる行為は、多くの人々が被害を被り、また社会的な非難の対象となっていることから、主流の犯罪定義は我々の理解に容易いものであるといえる。

一方、犯罪学においてはこうした主流の犯罪定義へ異議を呈する批判的な立場が存在する。Sellin (1938) をその嚆矢とし、Agnew は批判派の論点を以下のように要約する。そもそも上述のような法律違反を基軸とする犯罪定義では、例えば同性愛のように、合法／非合法における国際的な差異の存在を無視する事ができず、それゆえに犯罪の本質的特性の同定には至っていない。また、刑事法が社会における特定機関によって設けられたものである以上、それが社会における支配的立場にある特定集団の価値基準が反映されたものに過ぎず、それゆえに行為の禁止・制裁の正当性に関する大衆からの一般的見解が反映されているとは限らないと指摘する事ができる。もしくは、薬物使用に代表されるような「被害者なき犯罪」の存在からも分か

るように、社会は時に実害のない犯罪を刑法によって禁止し、それとは逆に社会にとって有害でありながらも刑法に記載されていない行為も存在する。批判派に通底するのは過度に単純化された「刑法—犯罪」連関への反駁、もしくは刑法における社会構築性への指摘である。

これら立場の相反を乗り越え、Agnew は犯罪の本質的定義を試みる。行為が、「①非難が妥当な実害を生む」、「②公衆から非難される」、「③国家によって制裁される」という条件を満たす場合、それが「犯罪」とされるべきであり、これこそが犯罪の本質的条件であると Agnew は述べる。「国際人権法 (the international human rights law)」をキーとして人類に普遍的な人権を示し、それを侵害対象とすることで、行為の悪性と非難妥当性の万人による共有を論じる。そのようにして批判派の指摘を克服し、さらにそこに公的制裁の発動が加えられることで主流派の法的論拠をも内包される。ゆえにこの定義は両論の相克を乗り越えた、特定の集団・観点に依らない人類に共通普遍的な犯罪の本質を示すものであると Agnew は主張する。(第2章)

3.2.2. 決定論と自由意思

犯罪学における決定論とは、個人が犯罪行動へ至る際の動力を、個人の自己統制を超えた要因に求める立場である。犯罪は個人が自身の意思ではなく、生物学的・心理的・社会的な要因によって突き動かされた結果とされる。そのルーツは、19世紀末の古典的な実証主義犯罪学が依拠する立場であり、個人が逸脱行動へと至る客観的要因の特定が主眼とされた。

一方自由意思論とは、個人は自身のコントロールを超えた力に左右されない自由な意思決定を行う事が可能であるという視座に立ち、犯罪行動をその結果として捉える立場である。この意思決定において想定されているのは、快楽の最大化と苦痛の最小化を根本原理とする古典的功利主義の理論であり、個人は状況に応じた合理的選択を行う事で、結果としての犯罪動機を獲得する。

これら両観点はそれぞれ、犯罪の統制ならびに刑罰の捉え方に関して異なる視点を示す。前者においては、矯正や予防によって犯罪行動の直接的原因を変更・除去する事が統制法として有用である一方で、後者においては犯罪行動によって生じる本人への損害の増大と利益の低減が犯罪行動を抑制する方策として取られる。また刑罰に関しては有責性の問題が論点となる。個人の意思に依らない動力が犯罪の原因とする前者の立場からすれば、犯罪の有責性を個人に帰属する事が不可能となり、よって本人へいかなる罪も問うことはできない。今日の刑罰の道徳性と有用性は後者の立場に基づくものであり、完全に自由な意思決定の結果としての犯罪に本人の責任が認められ、ゆえに刑罰は機能する。

相互排他的なこれら二つの視座を提示しながらも、本章における Agnew の力点は両者の中和に他ならない。諸犯罪行動は、決定論／自由意思論のどちらかに徹底して説明されるべきではなく、両論のスペクトラムの中に位置すると考える方が妥当と言える。すなわち、個人は自由な意思決定能力を有しつつ、しかしそこには内外含めた様々な要因が影響しており、Agnew はこれを「限定的行為主体 (bounded agency)」と称し論じる。自由意思は、個人が自身の置かれた状況の変革の切望やその変化可能性の自覚の有無、または意思決定の十分なりソースを有しているかどうか、あるいは意思決定を阻害もしくは促進する要因がある状況下にいるかど

うかという点に大きく依存し、同状況下における逸脱行動の個人差もこれによって説明される。一般緊張理論を例とするならば、心理的負荷のかかる状況に対し、個人がその状況に対応すべく意思決定が行われ、そうして成された行為が逸脱的であった場合、結果としてのそれが犯罪行動として表出する。状況としての緊張そのものではなく、あくまで個人のそうした外的要因へのリアクションとして犯罪行動が選択されている点が重要であると Agnew は論じ、それゆえに個人は行為主体でありながらも外部からの影響を受けているという意味で「限定的行為主体」とされ、これは広く犯罪行動を説明可能であると主張される。(第3章)

3.2.3. 人間性の本質

一つに、人間は元来「自己志向的」な存在であるといえる。人間は他者への配慮ではなく自身の興味関心を第一に考え、自己の利益の追求と最大化を行為の根本的な動機として位置づけ行動する。Agnew は人間性の本質の一側面として、こうした自己志向性を提示し、社会・自己統制理論 (Gottfredson and Hirschi 1990=2019) といった合理的選択を基盤とする理論が、この人間観に基づくものとして分類する。

他方で、人間とは「社会志向的」な存在であると考えた立場も存在し、この観点からは人間は生来的に他者との調和を希求し衝突を回避する存在とされる。社会志向的な人間観に基づく理論として、本章では一般緊張理論が挙げられる。犯罪行動は、当人にとって精神的負荷の強い社会的状況や周囲の他者との関わりに由来する、ネガティブな感情の一つの表出形として理論化されるが、その根底にあるのは他者への過度な同調圧力であると Agnew は説明している。

もしくは、上述の両者のどちらもでもない人間観、すなわち人間は自己志向的でも社会志向的でもない「白紙 (The Blank Slate)」であると捉える視座も考えられる。犯罪学において分化的接触理論 (Sutherland et al. 1992) に代表される学習理論は、犯罪行動の原動力としての自身の利益の追求が合法的行為の原動力ともなることを前提としている。この理論は、特定の人々が利益獲得のための正当な手段として違法行為を選択肢へ含むようになる心的プロセスに焦点を当てる。そして犯罪行動の正当化と合理化、さらには犯罪遂行の技術は、他者との相互作用によって学習されるものとされる。すなわち個人が自己利益の追求と他者への配慮のどちらに重きをおくかという傾向自体が学習による産物であり、当人が日常的に所属する社会集団・状況に依存する。この立場からすれば、学習以前の個人は生来的特性の無い「白紙」とされる。

本章における Agnew の結論は、上述のいかなる立場にも限定的に固執するべきではなく、人間は社会志向的な存在でありながらも、他方で他者への配慮をさし置く利己的な行為選択を行う側面もあり、そしてそこには社会的学習の余白が多く存在するというものである。人間性の本質における複雑さを示唆しつつ、それらを測る妥当性の担保された尺度と実証的な知見の必要性を訴え、くわえて心理学的視点あるいは近年発達しつつある神経犯罪学の観点の有益性を主張している。(第4章)

3.2.4. 社会の本質

目的および価値規範の共有の有無・程度の観点から、社会観は「合意モデル」と「葛藤モデ

ル」に大別される。「合意モデル」とは、社会を構成する全成員において、特定の利害・目的・価値規範の共有と個々人におけるその内在化が想定されるものである。行為における善悪の判断、重んじられるべき価値・道徳、法律などの諸制度への正当性などにおいて、人々の間には確かな合意が存在する。すなわち合意モデルにおける犯罪の原因とは、一律に存在する法的規則への遵守意思・能力の欠落に求められ、社会・自己統制の弛緩がそれを引き起こすものとされる。

対して「葛藤モデル」とは、上述のような利害・目的・価値規範において社会成員が一様な態度を有しているのではなく、異なる価値観に基づく様々な副次集団の存在を仮定し、その集団間における葛藤的状况を想定するものである。このモデルにおいては、犯罪とは価値観の強要や法規則の一方的な適用に由来するもの、それによる集団間の軋轢、もしくは権力を有する集団による下位集団への迫害の結果とされる。ミクロ的に言えば、例えば学校空間における中流階級の支配的価値観に対する一部の生徒の非同調と反発、マクロ的に見れば、マイノリティへの差別や迫害行為、さらに広くは新法の制定による既存の合法行為の犯罪化とそこへの不同意などが挙げられる。

これら相反する二つの社会観を踏まえ、Agnew は両論の統合的な視点から現実社会を考察する。社会における多様な規範価値を持つ集団の存在を認めながらも、しかしそうした違いを超越した価値規範の存在が示される。ここで Agnew は第 2 章の論究を援用し、国際的に共通の人権とその侵害行為に関する非難感情が普遍的に共有されていることを再提示することで、それを以て合意的社会観の根拠としている。社会には合意と葛藤の両者が存在しており、犯罪学者は犯罪の原因としての葛藤状况を読み取るに際し、対象とされる時代や社会集団、価値規範によって、葛藤を捉える視座自体が変化するというものを考慮に入れる必要があることが示される。(第 5 章)

3.2.5. 現実の本質

実証主義者は、そこに客観的な現実を措定する。犯罪学における公式統計が示す犯罪率、あるいは量的調査によって得られたデータに基づく個人の犯罪の程度、両親への愛着やセルフコントロールといった犯罪の諸要因など、計量研究が主として依拠するこれらは、正確な尺度によって測定されたものであるゆえに、現実の客観的記述であり、実証における“エビデンス”とされる。そこに確固たる一枚岩の現実が存在することを前提とし、そして実証主義者はそれを測定するための個人の主観を極力排除した普遍的な最良の指標の発展に注力してきた。

しかし、こうした実証主義者が示す現実観とは見解を異にする立場も存在する。例えば、非行の原因を学校における成績不良と価値観の不和による心的ストレスに求める理論を論じる際に、その少年の学校での成績が実際に低いことと、その少年が学業において自身を劣等視しているかどうかは別問題である。すなわち、客観的事実としての学校での学業成績と、少年による自身の学業状況の認識を同一のものとして考えるべきではない。そして上記の理論の立場からすれば、焦点を当てるべきは後者に他ならない。このように、そこに客観的な現実の存在を仮定するのではなく、現実とはあくまで個人の知覚に基づき把握される主観的なものであると

考えることも必要とされる。現実は一枚岩ではなく多角的であり、非行少年における逸脱の要因を探る際には、その少年から見た現実こそが重要となる。こうした研究においては、インタビューといった手法による質的調査に有用性が求められる。

現実の解釈において異なるこれら二つの視座を検討した上で、Agnew はその方法論的統合を図り、これを複合観点アプローチ (MPA: The Multiple Perspective Approach) として提示する。MPA においては、問題行動を抱える当事者の語りに加え、両親や親しい友人などの周辺の重要な人物といった主要集団からの情報、さらに教師や上司といった副次集団からの情報を得ることによって、逸脱行動の重要な要因である当人の主観的現実におけるバイアスの軽減と客観性の担保が目指される。さらに可能であれば、そこに公的記録や第三者による観察などの情報も加味されることが望まれる。Agnew が MPA により示唆するところは、単一ではなく複数の情報源に基づいた非行行動の把握が重要であり、これは犯罪現象の正確な把握に不可欠であるがゆえに、予防・更生においても欠かせない視点となるということに他ならない。(第6章)

3.3. 統合理論への示唆

犯罪をどのように定義するか、個人の自由意思と外的な強制力のどちらに犯罪行動の根源を見るか、人間の生来的志向性を個人的とするか社会的とするか、合意に基づく社会と葛藤状況を含む社会の二つの社会観、客観的現実の指定の有無、これらの点において、諸犯罪学理論は相反する想定に基づいているのであり、各理論の乖離と統合の困難さはここに由来する。Agnew は「統合理論 (unified theory of crime)」を、主たる犯罪理論の中心論点を統合し幅広い犯罪を説明することが可能な理論であると定義し、その構築への手立てとして本論考の意義を示唆することで、本書の結びとしている。

4. 考察

理論分類の先駆的試みとして、Kornhauser (1978) や Hirschi (1969=1995) によるものがある。犯罪理論を緊張理論と統制理論、および学習理論の3つに大別し、その理論的想定の整理や社会観の区別 (合意/葛藤) など、それらは Agnew と同様の視点を有する。

Agnew が最初に取り掛かる犯罪の本質に関する論考についてはその新規性を指摘するべきであろう。犯罪とはどこまでも支配的な権力機関が定義したものに過ぎないという、古くからラベリング学派を中心になされてきた犯罪の社会構築性の主張に対し、Agnew は近年発展してきた国際人権法を論拠にすることで全人類に普遍的な行為の悪性の存在を論じ、犯罪の本質的定義へと革新的な論調で迫る。また、論考の序盤で人類共通の人権の侵害という共有された犯罪性を指定することで、第5章での統合的示唆における合意モデル社会の描写に厚みが持たされている点も特筆に値する。ヘイトクライムといった現実問題としての社会的コンフリクトを示すことが比較的容易な葛藤モデルに比べ、合意モデルは思想性が強く実証的論拠に乏しい側面がある。しかし Agnew は、あらかじめ人類に普遍的な人権や悪性を提示し、これを土台に

合意モデルのウェイトを確保することで、葛藤モデルとの比較検討としての一つの章を成立させている。

第4章における人間の本質に関する論考もまた、従来の理論研究のものとは異なるパースペクティブを内包する。犯罪学において、人間が生来的に規則違反動機を備えているか、あるいは規則遵守志向的存在かという「性悪説／性善説」の議論は、逸脱要因を想定する上で重要な根本的な論点の一つである。ここでの Agnew の論考は、自己利益の追求と他者への調和の二項対立であり、確かにこれは自己中心的／利他的という対置であるがゆえに、一見すると性悪説／性善説に重なるものにも見える。しかし、ここでの Agnew のロジックを注意深く読むとそれは、性悪／性善の議論というよりむしろ、犯罪動機発生の所存論として解釈すべきことがわかる。合理的選択過程という自己内部において完結する動機生成に対し、他者への同調圧力という外部の相互作用を起源とする動機の生成は、根本的に異なる発生源を持つ。ここで動機の所在論としての「自己志向／社会志向」という区分を人間性の本質の議論における枠組みとしたことには、一つに著者の一般緊張理論の論者としての立場があったと思われる。他者への過度な同調圧力に由来する「緊張」を犯罪の根本原因とする一般緊張理論にとって、他者への調和・共感への「志向」は生来的なもの、すなわち定数であり、そこから原因の所在を個人の外部に求めることをその理論的特色とする。それゆえに逸脱動機／遵法志向を定数とする「性悪／性善」よりも「自己志向／社会志向」を枠組みとした方が、殊に一般緊張理論を主軸に論じるにあたってはその独自性が際立つ。

また各所において「知覚 (perception)」が重要なファクターとして位置付けられている点にも、Agnew らしさを指摘できる。第5章において論じられる社会的な葛藤は、Becker (1963=2011) のような逸脱の社会的創設と恣意的な制裁の適応という犯罪の構築論であると同時に、実際に被支配層の成員が感じる脅威 (threat) として論じられ、ゆえに「迫害」である。そのために Agnew においては、葛藤の有無もしくはその脅威の「知覚」が常に問われる。また第6章での現実の本質論から窺える Agnew の問題意識は、緊張状況それ自体と逸脱要因としての心的ストレスの非連続性であり、後者においては当人の知覚の重要性が強調される。ここでの客観的緊張と主観的緊張という構図は、一般緊張理論の前駆的存在、緊張の知覚それ自体を変数としなかった Merton (1957=1961) の緊張理論と自身のその対比としても受け取れる。

最後に本書の中心的課題である統合理論への展望について論じる。論全体を通して行われる相克する視座の統合的視点の提示は、確かに両派の限界を超えた網羅的なパースペクティブと言えるかもしれない。しかし一方で、例えば第6章の結論のように、両論の要素の単なる足し算に過ぎないと批判的に解釈されうる箇所も本書には含まれる。結果として、複数の視点が束ねられただけの、説明力に乏しい茫漠とした示唆に落ち着いている部分があるといえる。また、第2章の犯罪の普遍的悪性の議論に顕著だが、それは多様な理論が有するエッセンスの抽出である一方、単なるそれらの公約数の羅列に過ぎないと見なすことも可能であり、結論として示されるものは各論が有する独自性と力点が排除され痩せ細った残滓に過ぎないとも考えることができる。本書の視座は統合犯罪理論の思考的土台となりうるかもしれないが、その直接的架け

橋となるかどうかについては、手放しに肯定することは難しい。今後のさらなる検討が待たれることは、Agnew 自身によっても指摘されるところである。

しかし、緊張理論家としての Agnew が犯罪学の理論研究の全貌を俯瞰し、ニュートラルな立場から本書を仕上げている点は優れていると評価するべきであろう。上述したような「知覚」に重きを置く姿勢などは、持論への最真というよりむしろ彼の良い「味」が出ていると判断することが妥当といえる。本質主義と構築主義、決定論と自由意思、社会における合意と葛藤、量的研究と質的研究の各意義など、犯罪社会学において重要な基本事項の学習と諸理論の整理に関して、本書は極めて優れたテキストたり得るものであり、初学者から専門性の高い研究を志す者にまで、広く一読が推奨される書といえるであろう。

〈文献〉

Becker, Howard S., 1963, *Outsiders*, New York: The Free Press. (村上直之訳, 2011, 『完訳アウトサイダーズ——ラベリング理論再考』現代人文社.)

Gottfredson, Michael R., and Travis, Hirschi, 1990, *A General Theory of Crime*, California: Stanford University Press. (大淵憲一訳, 2019, 『犯罪の一般理論——低自己統制シンドローム』丸善出版.)

Hirschi, Travis, 1969, *Causes of Delinquency*, California: University of California Press. (森田洋司・清水新二監訳, 1995, 『非行の原因——家庭・学校・社会のつながりを求めて』文化書房博文社.)

Kornhauser, Ruth R., 1978, *Social Sources of Delinquency*, Chicago: University of Chicago Press.

Merton, Robert K., 1957, *Social Theory and Social Structure: toward the codification of theory and research*, New York: The Free Press. (森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳, 1961, 『社会理論と社会構造』みすず書房.)

Sellin, Thorsten, 1938, *Culture Conflict and Crime*, New York: Social Science Research Council.

Sutherland, Edwin H., Donald R. Cresset, and David F. Luckenbill, 1992, *Principles of Criminology*, New York: General Hall.